



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 病気やケガで休んでいる時に受けられる傷病手当金が変わったと聞きました。どのように変わったのでしょうか？

A 「傷病手当金」は病気やケガで仕事を休んでいる場合に健康保険より支給される制度で、次の①～④をすべて満たした場合に支給されます。

- ①業務外の事由による病気やケガの療養のための休業である
- ②仕事に就く事ができない
- ③連続する3日間を含み4日以上仕事に就けない
- ④休業した期間給与の支払いがない

【支給期間】

- ・支給開始から最長1年6か月
- ・途中仕事に復帰した期間があっても1年6か月で終了(不支給期間も含める)

【支給額の計算方法】

1日当たりの金額=(支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準月額を平均した額)÷30日×2/3

※以前は標準報酬月額の2/3でしたが、傷病手当金を受給直前に報酬を上げる人がいるために改正。

今回の改正は【支給期間】です。今までは不支給期間も含め1年6か月でした。例えば、メンタル不調で3か月休職して傷病手当金をもらって、1年後に再発して傷病手当金を申請した場合、1年6か月の残りの3か月しかもらえない制度でした。再発が多いメンタル不調以外にも「癌」に罹患している者の数は増加しており、癌患者の離職防止・再就職のための就労支援を充実し、働きながら安心して癌治療を受けられるよう、制度を改正する事が求められてきました。

【改正後の支給期間】

出勤に伴い不支給になった期間がある場合、その分の期間を延長して受けられるよう、支給期間の通算を行います。要するに、いくら不支給期間があっても同一のケガや病気の傷病手当金を受給できる期間を通算して1年6か月となるという事です。

法改正は2022年1月1日ですが、この日までにす

でに傷病手当金を受給している場合の取扱いはどうなるのでしょうか?当然ながら、2022年1月1日に傷病手当金をもらい終わっている方には支給期間の通算は行われません。2021年12月31日に歴の通算で1年6か月を経過していない場合は、支給期間の通算が行われます。具体的には令和2年7月2日以降傷病手当金受給開始した人は通算が適用されますので、自社で傷病手当金を受給している人にはお知らせしていただくと思えます。

ただし次の注意点がありますのでご注意ください。

- ①一度支給された病気と関連がある病気になった時は1年6か月受給した後は支給されません。
- ②勤務先が変わったことにより、保険者が協会けんぽから健康保険組合に変わった(逆も)としても、関連のある病気で休職しても支給されません。

Q 退職後に加入できる任意継続の保険料も変わったそうですね。

A 任意継続とは、退職前の「協会けんぽ」又は「健康保険組合」に退職後2年間「任意継続被保険者」となる事が出来る制度です。

退職後、前年度の収入で計算される国民健康保険に加入すると高額な保険料となるのを防ぐための制度です。

退職後の現在の保険料は、①退職時の標準報酬月額②全被保険者の平均の標準報酬月額のどちらかでしたが、2022年1月から「健康保険組合」は①のみとすることができます。つまり、健康保険組合に勤めていた給与の高い人は、任意継続保険料が高くなる可能性があります。ただし、任意継続は原則2年間加入でしたが、本人の申請によりいつでも喪失する事が可能となりました。

その他、国民健康保険料の上限額も年99万円から年102万円に上がる見込みで、高所得者層の負担が増し、後期高齢者医療制度(75歳以上が加入)の保険料の上限も引き上げが予想されています。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980